

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>附 則（平成26年8月18日 西設相シ第10020号）</u> <u>この改正規定は、平成26年8月26日から実施します。</u></p>

第 14 節 形態 4-6 中継交換機接続インタフェース（多数事業者間接続用インタフェース）

（網構成）（略）

（接続方式）

第 67 条 1～10 （略）

第 14 節 形態 4-6 中継交換機接続インタフェース（多数事業者間接続用インタフェース）

（網構成）（略）

（接続方式）

第 67 条 1～10 （略）

1.1 付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 7 0 + DEF + GHJ

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の 1 桁目の 0 を除いた 9 桁とします。ただし、試験番号については本項(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC 標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。

イ MTP 仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表 3 に示すとおりとします。

ウ ISUP 仕様は、技術的条件集別表 4 をベースドキュメントとし、ISDN ユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表 15 第 4.3 項に示すとおりとします。ただし、技術的条件集別表 15 第 4.3 項からの差分を次の表に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項目	仕様	記事
3.9	着番号		
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき ISUP パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：570+ D～J
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A～J
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 ACMでは技術的要件集別表4に示すとおりとします。 ANMでは、“10”を使用します。
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、または柔軟課金レート指示（一般）
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

オ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、付加的機能識別番号接続の方式で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、端末機器と発側網間、及び発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ 端末機器着信	3.1KHzオーディオ	PT-A1
2	アナログ端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	3.1KHzオーディオ	PT-A2
3	ISDN端末機器発信 → アナログ 端末機器着信	音声、3.1KHz オーディオ	PT-A3
4	ISDN端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1KHz オーディオ	PT-A4
5	アナログ端末機器発信 (不完了)	3.1KHzオーディオ	PT-B1
6	ISDN端末機器発信 (不完了)	音声、3.1KHz オーディオ	PT-B2
7	アナログ端末機器発信 (着側切断)	3.1KHzオーディオ	PT-I1 (1) (2) (4)
8	ISDN端末機器発信 (着側切断)	音声、3.1KHz オーディオ	PT-I2 (1) (2) (4)

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は技術的条件集別表15に示すとおりとします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。
なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	接続先	試験番号構成
当社網から直接協定事業者網への接続確認	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0570+DE FGHIJ

(略)

(略)

技術的条件集別表 1

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号 (略)
2. サービス番号への接続条件 (1)、(2) (略)

(3) 0 A B 0 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
ア～ク (略)
ケ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態 1 7 での接続番号が 0 8 0 0 + D E F G H J K の当社出入接続において提供する。

技術的条件集別表 1

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号 (略)
2. サービス番号への接続条件 (1)、(2) (略)

(3) 0 A B 0 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
ア～ク (略)
ケ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態 1 7 での接続番号が 0 8 0 0 + D E F G H J K の当社出入接続、及び形態 4 - 6 での接続番号が 0 5 7 0 + D E F G H J の当社出接続において提供する。